

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

令和2年3月23日(月) 13時29分～13時44分(15分間)

(開催場所)

稚内地方合同庁舎 1階共用会議室

(出席者)

当局側(稚内開発建設部)

渡辺 一寿(総務次長)、亀谷 隆弘(総務課長)、五十嵐 憲(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合稚内支部)

越後屋 武(執行委員長)、木原 利彦(書記長)、油川 正道(執行委員)

(議題)

【2020年統一要求書】

当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について次のとおり回答

【議題：当部における超過勤務の縮減について】

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当部としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

(発言概要)

(職員団体)

超過勤務の上限時間を超えた場合の、事後的検証及び超過勤務縮減策について伺いたい。

(当 局)

上限時間を超えて超過勤務を行った職員等に対し、管理者がその要因を把握・分析して、長時間に及ぶ超過勤務状態が翌月以降も引き続くことのないよう、業務配分の見直しや応援体制の整備、計画的な業務処理及び平準化の徹底、業務の手戻り防止、支援業務等の活用などの措置を講じることとしており、今後も引き続き管理者への指導を徹底していきたい。

※文責は稚内開発建設部当局（今後修正があり得る）